

平成19年度機構・定員審査に当たっての
政策評価結果活用状況

総務省行政管理局

1 各府省の機構・定員要求に当たっての反映状況

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）において、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないとされ、また、予算の作成等に当たりその適切な活用を図るように努めなければならないとされている。

総務省行政管理局は、各府省に対して、政策評価の結果を機構・定員要求も適切に反映し、要求時に、評価結果が記載されている評価書を添付し、該当箇所を明示することを求めている。

その結果、各府省からは、機構に関するもの 77 件（前年度 91 件）、定員の増に関するもの 335 件 2,644 人（前年度 298 件 3,411 人）、定員の減に関するもの 1 件 245 人（前年度 4 件 805 人）について、政策評価の結果を反映したのものとして要求がなされた。

2 政策評価結果の活用事例

総務省行政管理局では、これらの結果を活用しつつ審査を行った。その事例については、参考資料のとおりである。（活用例につき各府省 1 事例程度を抽出したもの）

3 今後の課題

政策評価結果の活用を通じて、現状には以下の問題点が認められた。

- ・ 機構・定員要求に反映したとして、各府省から提出された政策評価の結果には、機構・定員について触れられたものが少ない上、政策の目的・目標を達成するために既存の体制では不十分であることの合理的な説明や、体制強化に代わる手段との比較がほとんどなされていないため、評価結果と要求との具体的な関連が不明確であるものが多かった。
- ・ 各府省の実績評価の単位は、ほとんどが施策レベルとなっているが、要求内容に比べ範囲が広すぎるため、当該政策全体の内容や進捗状況を把握する点においては有用であるが、機構・定員審査に活用するために必要な情報が得られるものとはなっていない。

(参考資料)

平成 19 年度機構・定員審査に当たっての政策評価の活用事例

内閣府

1. 政策の概要

| | |
|-------|--|
| 政策目的 | 我が国の経済を経済的厚生の水準を下げることなく、安定的に持続可能な成長経路へ乗せていくための政策の企画立案に資することを目的。 |
| 政策目標 | 上記目的のため、高齢化の進展や財政赤字の拡大、世界的な環境問題の深刻化といった早急に取り組みが要請されている諸課題に関し、政策への適用可能性を探りつつ、海外で優れた研究を行っている研究機関と共同で研究を実施し、研究成果に関する情報をより多くの人に発信することを目標とし、以下の達成目標を設定。 ①当該研究に関する論文集の作成、公表（インターネット等） （当該研究の効果を取りまとめ公表することは、本政策の目的から必然であるため、これを目標に設定） ②「国際共同研究プロジェクト研究報告会」の開催。 （本政策の目的を達成するために必要かつ有効な手段であるため、これを目標に設定。） ※（）内は、当該目標設定の考え方。 |
| 政策の概要 | 経済社会を持続可能な成長経路へ乗せるための戦略の企画立案に資する論文集の作成という目標を達成するため、国内外の研究機関・研究者グループのうちから、諸課題に対して最も有効な解を導き得るとされる機関・グループを複数選択し、研究の競合・共有を図るとする観点より、それらの機関・グループと国際共同研究を実施。 その際、研究論文の報告と議論の場として、また、研究成果の情報発信の場として、「国際共同研究プロジェクト研究報告会」及び関連の国際フォーラムを開催する。 <政策に含まれる事業（政策手段）> ① 国際共同研究の実施 ② 国際共同研究プロジェクト研究報告会、関連国際フォーラムの開催 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|----------|--|
| 評価結果(概要) | ① 上記研究に関する論文集の作成、公表（インターネット等）に関しては、提出論文の資料的価値、文献的価値が認められること、報告会やその後のアンケートにおける有識者の評価が高いこと、関連ウェブページへのアクセス件数の大幅な伸びが認められることから、概ね目標を達成したと考えられる。ただし、17年度の研究テーマの取りまとめの公表については、すみやかに公表するものとなっているものの、18年度にずれ込んだため、達成に向けて進展があったと判断。 ② 国際共同プロジェクト研究会報告会の開催については、昨年以上の参加者を集めたものも多く、全体としてみれば概ね想定していた参加者を |
|----------|--|

| | |
|------------------|---|
| | <p>得ることが出来た。ただし、募集期間の短さ等から一部に前年参加者を下回るものもみられ、募集の方法に課題が残った。</p> <p>③ 上記①、②を総合的に判断し、政策全体について、達成に向けて進展があったと判断。</p> |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | <p>これらの評価結果を元に、引き続き我が国の経済を経済的厚生の水準を下げることなく、安定的に持続可能な成長経路へ乗せていくための政策の企画立案に資するため、経済社会総合研究所上席主任研究官1人（府令職。平成16年度査定において、3年後見直し）の設置が継続的に必要であることから、機構及び定員の見直し解除要求を行った。</p> |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|-----------|---|
| 審査結果(概要) | <p>引き続き当該組織の必要性についてはある程度認められるものの、経済財政政策・社会政策の企画立案のための研究を行う組織であるため、その成果等について期限を区切って検証を行っていくことが必須であると判断し、厳正に審査。</p> <p>その結果、見直し解除は認めず、3年後再見直しとした。</p> |
| 評価結果の活用状況 | <p>経済財政政策・社会政策の企画立案への貢献という目的の達成については、ある程度目標どおり行われていると認められる。</p> <p>しかし、①持続的な政策への貢献という観点からの研究成果の検証、②国で行うべき研究か否かという観点からの検証等が必要であることから、3年後に再見直しを行うこととした。</p> |

公正取引委員会

1. 政策の概要

| | |
|-------|---|
| 政策目的 | 独占禁止法違反行為に対する措置 |
| 政策目標 | 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対する厳正・迅速な対処・排除により公正かつ自由な競争を維持・促進する。 |
| 政策の概要 | 独占禁止法に反する疑いのある行為について所要の調査（立入調査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には、その排除のために必要な措置（勧告、警告、注意）等を講ずる。 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|---|
| 評価結果(概要) | 構造改革の実現のため競争政策の強力な実施が求められる中、多様な事件処理に努め、道路公団や国土交通省発注の入札談合事件等、国民生活に重大な影響を与えるインパクトある事件を処理し、また過去最高額の課徴金納付を命じたことなどから、独禁法違反行為に厳正に対処したと言える。 |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | 課徴金減免制度の導入（平成18年1月）以降、その申請件数は当初の想定を上回っており、これを端緒とする入札談合や価格カルテル等の事件も増加している。こうした中で引き続き重要・大型の事件処理を確実にし、独禁法違反行為に厳正に対処するためには、重要・大型事案の審査体制の強化・拡充が必要であり、事件審査を担当する職員33人の増員が必要。 |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|-----------|--|
| 審査結果(概要) | 審査局審査長の下に、事件審査を担当する職員21人の増員を認める。 |
| 評価結果の活用状況 | 独禁法違反行為に厳正に対処するには、制度導入前の想定以上の件数となっている課徴金減免申請を端緒とする事件について迅速かつ厳正に対応する必要がある、そのための一定の体制整備の必要性は認められる。 |

警察庁

1. 政策の概要

| | |
|-------|--|
| 政策目的 | 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る |
| 政策目標 | 資金源対策の徹底 |
| 政策の概要 | <p>資金獲得犯罪の検挙、不正に獲得した収益のはく奪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づく中止命令及び再発防止命令の発出、各種営業等からの暴力団排除等の資金源対策を徹底することにより、暴力団等の存立基盤の弱体化を図る。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none">○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の不法収益のはく奪規定の適用の推進○指定暴力団の資金獲得活動に対する暴力団対策法の適用の推進○各種業や公共事業からの暴力団排除の推進 等 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|--|
| 評価結果(概要) | <p>組織的犯罪処罰法のマネーロンダリング罪の検挙件数や暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令の発出件数が増加した。また、各種業や公共工事からの暴力団の排除や行政対象暴力の排除のための各種取組みも推進された。これらのことから、資金源対策はおおむね徹底されたものと認められる。</p> <p>一方で、暴力団構成員等による伝統的資金獲得犯罪の検挙人員数及び暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数が減少していることから、より積極的な取締りを行う必要がある。</p> |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | <p>伝統的資金獲得犯罪や金融・不良債権関連事犯等の資金獲得犯罪に対する取締りを始めとする各種施策を積極的に推進していく。</p> <p>また、17年11月に開催された国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、FATF（金融活動作業部会）勧告の実施のために必要となる法律案の作成は警察庁が行うこと、FIUを金融庁から警察庁に移管すること等が決定されており、この政府決定を踏まえ、必要な体制整備として以下のとおり計30人（うち6人は警備局外事情報部）の増員を要求。</p> <ul style="list-style-type: none">①FIUにおける犯罪収益流通防止対策の推進のための増（20人）②犯罪組織に関する犯罪収益情報の集約・分析の推進のための増（2人）③犯罪組織の犯罪収益取締りを推進するための増（2人）④テロ資金対策等の強化のための増（6人）（外事情報部） |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|----------|---|
| 審査結果(概要) | 以下のとおり、要求どおり計30人（うち6人は外事情報部）の増員を認めることとした。 |
|----------|---|

| | |
|------------------|--|
| | <p>① F I Uにおける犯罪収益流通防止対策の推進のための増（20人）</p> <p>② 犯罪組織に関する犯罪収益情報の集約・分析の推進のための増（2人）</p> <p>③ 犯罪組織の犯罪収益取締りを推進するための増（2人）</p> <p>④ テロ資金対策等の強化のための増（6人）</p> |
| <p>評価結果の活用状況</p> | <p>（外情報部）犯罪収益流通防止法案（仮称）の制定、施行に伴い、犯罪収益流通防止基本方針や年次報告書の作成、疑わしい取引の届出の受理、情報の分析・提供、国際機関との連携等の業務が警察庁において新たに生じることになり、これに対応するための体制を整備する必要性については理解できる。</p> <p>また、F I Uの移管に伴い、同組織から、警察庁内の関係部局に対し、犯罪組織の実態解明に資する質を備えた情報が提供されるようになることが見込まれる。</p> |

金融庁

1. 政策の概要

| | |
|-------|---|
| 政策目的 | 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保 |
| 政策目標 | 事後監視を適正に行うことにより、取引の公正性を確保し、投資者の証券市場に対する信頼を保持 |
| 政策の概要 | 犯則事件調査、課徴金調査、開示検査、証券会社等に対する立入検査等を更に拡充することで市場監視機能の強化を図り、インサイダー取引等の不公正取引や有価証券報告書の虚偽記載等を抑制 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|--|
| 評価結果(概要) | 17年の株式売買は897兆円と前年度比の5割増となっており、これに伴ってインサイダー取引等の要審査件数も著増しているところである。実際の審査件数も増やしているところではあるが、未着手となっている要審査件数が増加していることに加え、19年夏に施行予定の金融商品取引法によりファンド業者に対する検査も新たに必要となることから、市場監視機能の強化のための更なる体制整備が必要である。 |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | 課徴金・開示検査や犯則事件調査等の事後監視の充実により市場監視機能を強化するため、以下を要求。 機構要求 <ul style="list-style-type: none">・ 次長（1）（市場分析、証券検査）・ 統括検査官（1）（ファンド業者の検査）・ 課徴金・開示検査監理官（1）・ 統括調査官（1）（課徴金調査） 定員要求 <ul style="list-style-type: none">・ 金融商品取引法施行に伴うファンド業者の検査等のための増 13・ 課徴金・開示検査体制の整備のための増 44・ 犯則事件の調査体制の整備のための増 13・ その他市場監視機能の強化のための増 16 |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|------------------|--|
| <p>審査結果(概要)</p> | <p>① 開示検査に関し、開示書類の適正性の検査対象企業は約 4,500 社にのぼるが、17 年度は要検査案件の 25%にしか検査を実施できていない状態であること、</p> <p>② 課徴金調査に関し、19 年夏施行予定の金融商品取引法では、「見せ玉」による株価操作も課徴金の対象となることになっていることから、更に業務量が増加すること、</p> <p>③ 犯則事件調査に関し、インターネットを駆使したクロスボーダー取引など高度化・複雑化した証券犯罪事案に対応するために処理時間が長期化しており、その結果、17 事務年度の年間着手件数が予定の約半分である 16 に大幅減少していること、</p> <p>④ 金融商品取引法により、新たにファンド業者が検査対象となり、更に業務量が増加すること、</p> <p>以上のことから、以下の機構定員を認めることとした。</p> <p>機構要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次長（1）（時限 2 年） ・ 統括調査官（1） <p>定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法施行に伴うファンド業者の検査等のための増 3 ・ 課徴金・開示検査体制の整備のための増 17 ・ 犯則事件の調査体制の整備のための増 3 ・ 市場分析審査体制の整備のための増 3 |
| <p>評価結果の活用状況</p> | <p>評価結果により、証券取引等監視委員会の業務の増大等を計るための業務量指標について把握するとともに、更にヒアリングにおいて犯則事件数のトレンド等のより詳細なデータを提出させ、それを基に要求定員の算出根拠などを精査した。</p> |

総務省

1. 政策の概要

| | |
|-------|--|
| 政策目的 | 郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展 |
| 政策目標 | 日本郵政公社の監督及び郵政事業に係る制度の企画立案等により、郵政事業の適切かつ確実な実施を確保することによって、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を目指す。 |
| 政策の概要 | <p>郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の業績評価、経営状況等の報告等、必要な措置を命じた。</p> <p>郵政事業の制度の企画立案に必要な調査研究及び日本郵政公社に対する業績評価を実施する等、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</p> <p>平成19年10月の郵政民営化に向け、新会社への円滑な移行を確保するため、日本郵政公社の業務、資産等の承継に関する基本計画等を策定した。</p> |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|---|
| 評価結果(概要) | <p>○ 目標の達成状況の分析</p> <p>日本郵政公社の監督の状況については、日本郵政公社の業績評価、経営状況等の報告等、必要な措置を命じ、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</p> <p>郵政事業に係る制度の企画立案の状況については、諸外国の現状及び将来動向等を把握・分析し、客観的かつ確かな政策判断ができるよう、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究等を実施し、その所期の成果を達成した。</p> <p>また、郵便局配置空白市町村数については、平成17年度末、全国1,821市町村すべてに郵便局は配置されており(郵便局配置空白市町村数0)、これらの郵便局ネットワークを通じて、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険等のサービスが全国あまねく公平に提供されており、目標は達成されている。</p> <p>以上のことから、本政策は、必要かつ有効であり、今後においても、引き続き、実施していく必要がある。</p> |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | <p>上記のとおり、郵政事業を総合的かつ効率的な遂行を実施するため、また、平成19年10月からの郵政民営化に向け、日本郵政公社から新会社への円滑な移行を確保する必要があるため、必要な政策を実施する必要があることから、以下のとおりの機構要求を行った。</p> <p>○ 郵政行政局の所掌事務の改正</p> <p>○ 総務課、郵便企画課、貯金企画課、保険企画課及び検査監理官の所掌事務変更</p> |

| | |
|--|---------------------------------------|
| | (注) 当該要求は、当初要求時点のもの。その後、折衝の結果、追加要求あり。 |
|--|---------------------------------------|

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|------------------|--|
| <p>審査結果(概要)</p> | <p>平成19年10月からの郵政民営化を踏まえて、郵政行政局の組織及び定員について必要な見直しを行ない、合理的・効率的な体制とするべく、厳正な審査を実施。</p> <p>その結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貯金企画課及び保険企画課を統合し、貯金保険課として再編 ② 郵便企画課の名称及び所掌事務を変更し、郵便課を設置 ③ 検査監理官の所掌事務変更 ④ 総務課の名称及び所掌事務を変更し、企画課を設置 ⑤ 郵政行政局の定員について定員合理化計画に基づく減▲2人のほか、金融庁への振替▲2人、省内他部局への振替▲5人により、定員を9人合理化。 |
| <p>評価結果の活用状況</p> | <p>評価結果を踏まえ、郵政民営化後も郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等を適正かつ確実に実施することが必要となることから、それに対応するための体制として、郵便局ネットワークの維持等に関する事務を担当する企画課(総務課の改組)の設置を認めることとした。</p> <p>また、郵政民営化を踏まえた合理的な体制とすべく、民営化される郵便貯金及び簡易保険を担当する組織(貯金企画課及び保険企画課)を統廃合し、現行の5課1官体制を4課1官体制とした。</p> |

法務省

1. 政策の概要

| | |
|-------|---|
| 政策目的 | 好ましくない外国人の排除 |
| 政策目標 | 基本目標：我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。 達成目標：平成 20 年までの 5 年間で不法滞在者を半減させる。 |
| 政策の概要 | <p>我が国において外国人の関与する各種の犯罪が多発しており、また、不法残留者数（注）は近年漸減傾向にあるが、依然としてその数は高水準にあるばかりか、不法就労期間も長期化傾向にあり、さらに、我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者も依然として高水準にあり、その不法就労行為は、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしている。</p> <p>入国管理局では、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため、不法滞在事犯の取締り（摘発・收容・送還）の強化に必要な要員の確保・充実及び收容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、不法滞在外国人背後で暗躍・関与が認められるブローカー等を処罰するため、警察機関に不法就労助長罪の積極的な活用を求めるなどし、また、関係省庁等と協力の上、不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施し、不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行うほか、新たな入管法違反者の入国を防止するため、高性能の偽変造旅券等の鑑識機器を活用し、偽変造旅券等の行使者に対して厳格な上陸審査を実施し退去強制手続を執るなどの水際対策を推進していくこととしている。</p> <p>（注）不法残留者数は、我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も我が国に滞在している者の数であり、入国管理局において把握している。</p> |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|----------|--|
| 評価結果(概要) | <p>平成 17 年度は、全国の主要な繁華街を中心とした集中摘発の実施、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施及び偽変造文書鑑識体制の充実等に伴う一層厳格な出入国審査の実施など、総合的な不法就労等外国人対策を行った。</p> <p>この結果、平成 18 年 1 月 1 日現在の本邦における不法残留者数は 193,745 人と前年同期に比べ 13,554 人（6.5%）減少し、10 年前の平成 9 年 5 月 1 日現在と比べ 89,241 人（31.5%）の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、有効的な不法滞在者対策を実施することができたものと考えられる。</p> <p>また、全国の空港等に高性能の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、偽変造文書発見件数は、過去 5 年間では毎年 2,500 件を超え、平成 17 年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は 2,622 件であり、新</p> |
|----------|--|

| | |
|------------------|--|
| | <p>たな入管法違反者の入国阻止等好ましくない外国人の排除に有効であったものとする。</p> <p>さらに、平成14年度から、成田空港及び関西空港においてトランジットエリアにおけるパトロールを強化し、同エリアでの偽変造文書行使事案等悪質な事案の発見・防止を図っている。その結果、トランジットエリアを悪用する者に対して退去強制手続を執った数は、成田空港においては、平成16年は260人であったのが、平成17年には前年を91人上回る351人となったほか、関西空港においても平成17年に70人となった。また、平成17年2月に開港した中部空港においても同年中に15人に対して退去強制手続を執った。</p> |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | <p>平成20年度までの5年間で不法滞在者を半減させるため、地方入国管理局に以下のとおり増員を要求。(計214人)</p> <p>①出入国審査業務の充実強化に伴う増員(93人)</p> <p>②在留審査資格審査業務の充実強化に伴う増員(20人)</p> <p>③退去強制手続業務の充実強化に伴う増員(89人)</p> <p>④難民調査業務の充実強化に伴う増員(12人)</p> |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|-----------|---|
| 審査結果(概要) | <p>平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させるために本年度必要な人員として、以下のとおり認めることとした。(計195人)</p> <p>①出入国審査業務の充実強化に伴う増員(81人)</p> <p>②在留資格審査業務の充実強化に伴う増員(20人)</p> <p>③退去強制手続業務の充実強化に伴う増員(82人)</p> <p>④難民調査業務の充実強化に伴う増員(12人)</p> |
| 評価結果の活用状況 | <p>①については、指紋鑑識業務の開始、入国事前審査業務の強化等、より効率的かつ厳格な出入国審査を行うためにその体制強化の必要性は基本的に理解できることから、下記のとおり増員を認めることとした。</p> <p>②については、偽装滞在者による犯罪等が大きな問題となる中で、東京入国管理局、名古屋入国管理局及び大阪入国管理局の各支局、出張所において現在偽装滞在を発見するための実地調査が実施できる体制にないため、そのような体制を整備する必要性は基本的に理解できることから、要求どおり下記の増員を認めることとした。</p> <p>③については、首都圏摘発方面隊の整備、提報受理、大阪入国管理局の収容場の拡大等のための体制強化の必要性は理解できることから、下記のとおり増員を認めることとした。</p> <p>④については、急増する申請に対応する難民認定調査のための体制強化の必要性は理解できることから、下記のとおり増員することを認めることとした。</p> |

外務省

1. 政策の概要

| | |
|-------|--|
| 政策目的 | 外交実施体制基盤の整備・強化（このうち「能動的・戦略的な外交を展開するための体制強化」の部分について） |
| 政策目標 | 激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制の整備・強化 |
| 政策の概要 | 新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備することにより能動的・戦略的な外交実施体制を強化する。 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|---|
| 評価結果(概要) | 平成 18 年度定員要求では、経済連携協定関連や在外公館における邦人保護、情報収集担当を始めとして合計 118 の定員増を達成し、能動的・戦略的な外交を展開するための体制の整備に進展が見られた。 (機構に関しては増減なし。) |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | 激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、外交実施体制をさらに整備・強化する必要があると判断し、平成 19 年度機構要求については、11 在外公館の新設（8 大使館、3 総領事館）及び 1 総領事館の廃止、定員要求については、312 人の増員(定員合理化計画▲112、合理化▲168)を要求した。 |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|-----------|--|
| 審査結果(概要) | <p>○ 機構審査</p> <p>総合的な外交力に配慮し、6 大使館の新設を認めた。しかし、6 大使館のうち 3 大使館についてコンパクト大使館とすること、19 年度に 1 総領事館の廃止、20 年度に 2 総領事館を目処に廃止すること等の措置を併せて講ずることとし、全体として、既存機構の合理的再編により対処した。</p> <p>○ 定員審査</p> <p>総合的な外交力に配慮し、新設 6 大使館・事務所に必要な定員 30 人を含め、233 人の増員を認めた（うち 19 人はアタッシェ増）が、一方で定員合理化計画▲182 を削減し、在外公館に重点的に増員を割り振るなどメリハリの効いた審査を行った。</p> |
| 評価結果の活用状況 | <p>機構審査に当たっては、これまで対日友好・協力姿勢の確保の取組が遅れており、能動的・戦略的な外交を展開する必要性が特に高いと考えられるアフリカを中心に 6 大使館の新設を認めた。</p> <p>定員審査に当たっては、能動的・戦略的な外交を展開するために特に在外公館の体制整備が必要と判断し、233 人の増員のうち 170 人を在外公館に割り振った。</p> |

財務省

1. 政策の概要

| | |
|-------|--|
| 政策目的 | 納税者のコンプライアンスの維持・向上 |
| 政策目標 | 大口・悪質な脱税者を厳しく取り締まることにより、納税に対する公正性を確保 |
| 政策の概要 | 納税が正しく行われているかを確認するための実地調査の着手率を向上させることにより、大口・悪質な脱税を抑制 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|--|
| 評価結果(概要) | <p>実地調査率は年々低下しており、16年には法人で4.2%、個人で0.7%となっており、個人については100年に一度すら調査されない状態となっている。</p> <p>適正・公平な課税の実現を図るためには、高額・悪質な不正計算が想定される調査必要度の高い納税者に重点を置くとともに、調査体制を強化することにより、深度ある調査の実施に努める必要がある。</p> |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | <p>納税額が高額である以下の分野における実地調査率を向上させるための定員として計416人を要求。</p> <ul style="list-style-type: none">① 未着手となっている特別調査事案のうち、半数程度の調査が可能となるよう67人を要求② 超大規模法人の調査が、3年一巡で実施できるよう29人を要求③ 個人事業者の調査が、過去10年平均の実地調査率となるよう138人を要求④ 相続税課税価格3億円以上の者のうち、要調査事案として選定しながら未着手となっているもの全てを調査できるよう52人を要求 等 |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|-----------|---|
| 審査結果(概要) | <p>申告件数が年々増加しているところ、現状の体制のまま調査体制の充実が図られない場合、潜在的な高額事案が是正されずに放置されることとなり、その結果、納税者のコンプライアンスが低下し、申告納税制度の前提となる自発的な適正申告が期待できなくなるおそれがあることから、要求どおりの416人を認めることとした。</p> |
| 評価結果の活用状況 | <p>評価結果により、コンプライアンス維持のための取組の現状を把握し、高額・悪質な不正計算が想定される者に対して重点的に調査を行う必要性について認識した。このため、ヒアリングにおいて、納税者のコンプライアンスの維持・向上に係る具体的な事項ごとに、調査1件当たりの業務量等の増員数の算出根拠となるデータを提出</p> |

| | |
|--|---|
| | させて精査を行い、どのような分野に如何なる理由でどの程度の人員が必要であるかが明確になるよう、要求書を差し替えさせた。 |
|--|---|

文部科学省

1. 政策の概要

| | |
|-------|---|
| 政策目的 | 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出 |
| 政策目標 | 大学発特許実施件数（大学の帰属機関）を20年度に1,000件まで増加する。 |
| 政策の概要 | 地域のイノベーションに貢献し、またつなぐ仕組みを構築して絶えざるイノベーションの創出につなげるため、大学等のニーズに応じて専門知識や実務経験を有した支援人材を「地域の知の拠点再生担当コーディネーター」（拡充）、「目利き・制度間つなぎ担当コーディネーター」（新規）として配置。 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|---|
| 評価結果（概要） | 「大学発特許実施件数」の増加、「絶えざるイノベーションの創出」の実現には、第三期科学技術基本計画にもいうように、優れた成果を出しつつあり、かつ、イノベーションの創出へ発展する可能性のある研究について、切れ目なく実用化につなぐ仕組みが必要であり、そのために「目利き・制度間つなぎ担当コーディネーター」の配置により大学等の成果が発掘されることは効果的であり、本事業実施は必要不可欠。 |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | 優れた研究成果からイノベーションを創出するため、「目利き・制度間つなぎコーディネーター」の配置・運用や、これと併せて先端研究施設の産業利用促進、イノベーション創出施策の総合的推進方策の企画調整等を行う体制の整備が不可欠であり、2人の増員が必要。 |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|-----------|---|
| 審査結果（概要） | 研究振興局経済環境・産業連携課に、1人の増員を認める。 |
| 評価結果の活用状況 | 第三期科学技術基本計画等で必要性が謳われているように、イノベーションを創出して社会・国民に還元していくためには、イノベーション創出施策の総合的推進方策の企画・調整や、「目利き・制度間つなぎコーディネーター」の配置・運用等新規業務に対応するための、一定の体制整備の必要性は認められる。 |

厚生労働省

1. 政策の概要

| | |
|-------|--|
| 政策目的 | 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図る。 |
| 政策目標 | 画期的な医薬品、医療機器等の開発の促進による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図る。 |
| 政策の概要 | 上記目標を達成するため、画期的な医薬品、医療機器等のシーズの研究開発費の確保（厚生労働科学研究費補助金、(独)医薬基盤研究所の基礎研究推進等事業）、治験等の臨床研究実施に必要な治験コーディネーター（CRC）の養成、治験活性化のモデル事業の実施等の基盤整備事業等を実施している。 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|---|
| 評価結果(概要) | <p>治癒率やQOLを向上させるための画期的医薬品の実用化に向けては、治験を含む臨床研究が不可欠である。治験届出数は平成13年度以降増加傾向にあり、上記政策手段の効果によるものと判断される。</p> <p>しかしながら、治験が主に海外で実施され、国内の医療機関では実施されないという治験の空洞化等の問題等を抱える我が国においては、国際的に魅力のある治験環境の充実が完全には実現されていないなど、一部において施策目標が十分に達成されていないという指摘もあり、今後とも現行施策を推進し、目標の達成に向けた取組みを講じる必要がある。</p> |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | 平成19年度要求においては、政策が医薬品・医療機器産業の振興に寄与するものである一方、目標が依然として十分に達成されていないという評価結果を踏まえ、本省医政局研究開発振興課治験環境整備室（仮称）の新設要求及び治験を推進するための体制整備に伴う増（6人）の定員要求があった。 |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|-----------|--|
| 審査結果(概要) | <p>治験環境整備室（仮称）の設置については、欧米並みの治験環境の整備を今後重点的に行う必要性が指摘されている中であって、地域ごとの治験拠点医療機関の整備等省令職レベルでのハイレベルの調整が必要なことから、これを認める。</p> <p>定員要求についても、治験環境整備に向け、データマネージャー等の人材養成、治験施設支援機関の質の向上等に向けた施策を講じることが急務となっていることから、3人の増員を認める。</p> |
| 評価結果の活用状況 | 評価書では、従来の政策が治癒率や患者のQOLを向上させるため |

の画期的医薬品等の実用化に向けた取組の進展やライフサイエンス分野の研究開発への効率的な資源配分に寄与しているとされている。確かに、従来の施策により、治験届提出数が増加傾向にあるなど、一定の効果は認められるものの、治癒率や患者のQOLの向上に直結する新医薬品・医療機器の承認取得数を見ると、近年、増加は認められず、一層の取組が必要である。このため、治験環境整備室（仮称）の設置と3人の増員を認めることとしたものである。

農林水産省

1. 政策の概要

| | |
|-------|--|
| 政策目的 | <p>(政策：水産物の安定供給の確保)</p> <p>国民に対し、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保</p> |
| 政策目標 | <p><国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大></p> <p>目標年次：毎年度</p> <p>目標値：①国際漁業機関による資源管理対象魚種数については、平成16年度の現状値70魚種を、②漁業協定数については、平成16年度の現状値47協定を、それぞれ目標</p> |
| 政策の概要 | <p>公海の水産資源・まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力してその管理を行っていることから、水産資源の持続的な利用を図るため、地域漁業管理機関による資源管理措置の推進を図るとともに、関係国との漁業協定を通じ我が国漁業の漁場の維持及び開発を図る。</p> |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|--|
| 評価結果(概要) | <ul style="list-style-type: none">実績値：資源管理対象魚種数75魚種、漁業協定数49協定でいずれの目標についても達成地域漁業管理機関等における資源管理への取組への協力および関係国との協議を積極的に推進した結果、資源管理対象魚種については、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)および北大西洋漁業機関(NAFO)において新たに5魚種追加され75魚種となった。一方、漁業協定数については、前述のWCPFCへの加盟およびマダガスカルとの民間協定により2協定の増加となり、49協定となった。 |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | <p>(平成19年度機構・定員要求の概要)</p> <p>CCSBT(みなみまぐろ保存委員会)年次会合において、我が国の漁業者がみなみまぐろを過剰漁獲している可能性があるとの指摘があり、陸揚げ検査の結果、複数の違法操業等が発覚。さらに、日本漁船によるICCAT(大西洋まぐろ類保存国際委員会)資源管理措置を無視した違法操業が発覚。まぐろ類に関する国内外の情勢の変化に適切に対応した取締体制強化のためとして、水産庁資源管理部遠洋課に漁港駐在官3人の新規増員を要求</p> <p>(要求と評価結果の関係)</p> <p>評価結果によれば、我が国はまぐろ類については全海域においていずれかのまぐろ類地域漁業管理機関(RFMO)による管理体制を構築し、今後は、各まぐろ類RFMOの協議によりIUU(注)漁業の廃絶等や</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>漁獲能力の抑制等の問題に対し対応可能となるとしている。これに関連した新規増員要求は IUU 漁業の廃絶の一手段として、まぐろ類の陸揚げ時検査を徹底するためのもの。</p> <p>(注) IUU:Illegal, Unregulated and Unreported (違法・無規制・無報告) の略称。国際的な資源管理の枠組みを逃れて操業する漁業・漁船</p> |
|--|--|

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|------------------|--|
| <p>審査結果(概要)</p> | <p>水産庁遠洋課の漁港駐在官は、現在清水港に1人配置され、規制の厳しい大西洋クロマグロ及びみなみまぐろのみを対象として陸揚げ検査を実施。</p> <p>平成16年度は年間1,033件の届出があったが、漁港駐在官1人では検査に十分に対応できていない状況(検査件数68件(6.6%)。参考)13年度検査率21.4%→14年度検査率8.6%)がみられる。</p> <p>さらに、日本の漁業者によるみなみまぐろ等の過剰漁獲が国際問題となっており、水産庁による陸揚げ時検査・取締り体制の強化(駐在官の増員及び検査港の追加)を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、漁港駐在官3人の新規増員を認めることとした(ただし、名称はまぐろ資源検査官とする。)</p> |
| <p>評価結果の活用状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果においては、国際的な資源管理の枠組みの構築の中で特に重要な国際水産資源と考えられるまぐろ類について、我が国及び関係国の努力により一定の管理体制が構築されたとしているが、新規増員要求のまぐろの陸揚げ時検査体制の強化とのつながりは希薄ではないかと指摘。 ・ また、国際水産資源の適正な管理に資するためのまぐろの過剰漁獲防止対策として、まぐろの陸揚げ時検査率について政策目標に加えてはどうかと指摘(今後の検討課題)。 ・ なお、新規増員要求については水産物の安定供給の確保の観点から、日本の漁業者によるみなみまぐろ等の過剰漁獲が国際問題となっており、その緊急性及び重要性が認められることから、新規増員を要求どおり認めることとした。 |

経済産業省

1. 政策の概要

| | |
|-------|--|
| 政策目的 | 消費者行政（製品・取引）の推進 |
| 政策目標 | 消費者が安全な製品やサービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、消費者の生命・財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展を達成する。 |
| 政策の概要 | ①訪問販売等のトラブルの多い特定の取引や、クレジット取引、商品先物取引等について、適正な取引秩序に基づく市場の健全な発展を図るための制度を整備し、違反があった場合には行政処分も含めた厳正な対応を行うことにより、消費者（委託者）保護を徹底。 ②実態及び国際的な安全基準などへの対応を視野に入れつつ、製品の安全性に関する制度を整備し、違反があった場合には行政処分も含めた厳正な対応を行い、消費者の安全を確保 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|---|
| 評価結果(概要) | これまで 36 年間、本施策を実施してきたが、消費者相談件数等は増加傾向にある。この原因は、トラブルの実態に対する手当を行ってもなお、別の手法を用いた悪質な手口が次々と発生してくることにある。こうした現状を踏まえ、今後、本施策については、引き続きトラブルの実態に即した適時適切なルール整備を行うとともに、都道府県等と連携した法執行の強化が必要。 |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | ・商品取引所法に基づく厳正な執行を可能とする検査・監督体制について、立入検査等に必要となる定員を要求。 ・事故情報の省内横断的な情報共有、分析、対応策の検討と実施の指揮等を行うため、大臣官房審議官及び大臣官房企画官の機構を要求。 ・製品に起因する事故情報の分析、対応策の検討と実施のため、製品事故情報担当の定員を要求。 ・電気用品安全法の適切な執行を確保するための定員を要求。 |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|----------|---|
| 審査結果(概要) | ・海外商品先物取引を巡るトラブルの増加に対応するため、商品取引検査官 4 人、海外商品先物取引担当補佐 1 人及び海外商品先物取引係長 1 人の増員を、また、「商品取引事故」の確認に対応するため商品取引監督専門職 1 人の増員を認めた。 ・消費者行政の体制を再編するため、消費経済部を廃止し、大臣官房審議官(1)（消費者政策担当）及び大臣官房審議官(1)（製品安全担当）並びに大臣官房総務課企画官(1)（製品安全担当）を新設することを認めた。 ・製品事故情報担当の補佐 1 人と係長 3 人の増員を認めた。 |
|----------|---|

| | |
|-----------|--|
| | <p>・電気用品安全法の執行のために、本省に4人の電気用品安全専門職を、経済産業局に7人の電気用品専門職の増員を認めた。</p> |
| 評価結果の活用状況 | <p>消費経済部の所掌を超えて、「取引の安全安心の確保」と「製品の安全・安心の確保」を合わせて「消費者の安全・安心に支えられた市場の健全な発展」とされていることから、消費経済部の廃止に結びつけた。</p> |

環境省

1. 政策の概要

| | |
|-------|--|
| 政策目的 | 海洋環境の保全 |
| 政策目標 | 国際的な連携の下で廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進する。 |
| 政策の概要 | 海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画」に基づく取組等を行う。 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|---|
| 評価結果(概要) | ④ 残された課題・新たな課題 (前略) ○ 海外に起因する漂流・漂着ゴミへの対応や海浜へのゴミ漂着状況の把握と削減方策の検討。 |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | 海外から我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて近隣諸国との協力を推進し、漂着ゴミの漂流予測手法の構築を進める。また、海浜のゴミ漂着状況の把握及び削減方策の検討のための調査等を進める。このための定員を要求する。 |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|-----------|--|
| 審査結果(概要) | 外国由来と見られる医療系廃棄物が多数漂着しているという現実にかんがみると、国際的な漂流ゴミ抑制策を講じることが必須である。過去の外国由来の汚染問題への取組例としては、越境大気汚染(酸性雨)対策があり、相手国に国際問題であるということを認めさせるところから始めるような中長期的な施策が必要であり、環境省における体制の整備が必要である。このため、漂流・漂着ゴミ対策担当の課長補佐1人の増員を認めることとする。 |
| 評価結果の活用状況 | 単に国内のゴミ処理であれば地方公共団体が責任を持つべきものであるところ、海洋環境の保全の観点から国がかかわる必要がある場合もあることを認識した。 |

防衛省

1. 政策の概要

| | |
|-------|--|
| 政策目的 | 将来無人機構成要素の研究 |
| 政策目標 | 我が国の防衛技術基盤を強化し、防衛力の質的向上を図る。 |
| 政策の概要 | 将来想定される様々な任務に対応する無人機システムについて研究を行い、将来無人機システムの共通技術基盤及び任務に対応した技術の確立を図るために必要な研究を実施し、技術資料を得る。 |

2. 政策評価結果の概要

| | |
|------------------|---|
| 評価結果(概要) | 将来無人機構成要素の研究は、防衛力の質的向上に資するものと認められること、民生応用が利きにくく民間による技術開発が期待できないこと、装備品の無人化は人命尊重と低コスト化に大きく貢献するものであること、他国においても未開発であること等を総合的に勘案すると、政策実施の必要性・適正性が認められる(「中期防衛力整備計画」(平成16年12月10日閣議決定)において研究開発を行うとされている事項)。 |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | 将来無人機構成要素のうち無人機搭載レーダーの研究要員(研究職1人)及び将来無人機システムの研究要員(研究職1人)を定員要求した。 |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

| | |
|-----------|---|
| 審査結果(概要) | 将来無人機搭載レーダーには、小型化、軽量化、省エネ化、アンテナ搭載を可能にするための機体適合化等様々な技術的要請を調和させるためには、これらの技術的検討を一元的に実施する体制が不可欠と判断し、増員を認めた。同様に、将来無人機システムについては、特に空気密度の低い高々度においても機能するエンジン技術を開発するための体制が不可欠と判断し、増員を認めた。 |
| 評価結果の活用状況 | 増員の必要性判断に当たって、将来無人機開発の必要性・開発の効果について、平成18年度政策評価書(事前の評価結果)の記載内容を適切と認めた。 |